

委任状

見本

※必ず委任者本人（代筆の場合は代筆者）がすべて記入してください

記入日 年 月 日

代理人

住所	野木町大字友沼〇〇〇番地		
氏名	野木 花子	生年月日	〇〇〇〇年〇〇年△△日

私は上記のものを代理人と定め、下記の交付申請及び受領、住民異動に関わる権限を委任します。

委任者

住所	野木町大字丸林〇〇〇番地		
氏名	野木 太郎	生年月日	〇〇〇〇年〇〇年△△日
電話番号	1 2 3 4 - (5 6) - 7 8 9 0	※日中連絡がとれるもの 委任状に不備や疑義がある場合には、この連絡先に職員がお電話いたしますのでご承知おきください。	

該当するものに☑を入れて
てください

委任する事項（該当する番号を○で囲み、該当する欄を記入してください）

番号	項目	備考	番号	項目	備考
1	住民票（除票）の写し <input type="checkbox"/> 世帯全員 <input type="checkbox"/> 個人	①続柄 <input type="checkbox"/> 記載 <input type="checkbox"/> 省略 ②本籍 <input type="checkbox"/> 記載 <input type="checkbox"/> 省略 ③住民票コード <input type="checkbox"/> 記載 <input type="checkbox"/> 省略 ④マイナンバー <input type="checkbox"/> 記載 <input type="checkbox"/> 省略※1 ⑤住所履歴等 <input type="checkbox"/> 記載 <input type="checkbox"/> 省略	6	町民税	<input type="checkbox"/> 所得証明 <input type="checkbox"/> 課税証明 <input type="checkbox"/> 非課税証明 <input type="checkbox"/> 税決定証明 ○年度
2	戸籍・除籍（改正原戸籍）	<input type="checkbox"/> 謄本 <input type="checkbox"/> 抄本	7	納税	<input type="checkbox"/> 全部項目 <input type="checkbox"/> 軽自動車税 <input type="checkbox"/> 市町村民税 <input type="checkbox"/> 国民健康保険税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 年度
3	戸籍の附票 <input type="checkbox"/> 謄本 <input type="checkbox"/> 抄本	※記載するもの <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者 <input type="checkbox"/> 在外選挙登録地	8	固定資産	<input type="checkbox"/> 評価証明 <input type="checkbox"/> 資産証明 <input type="checkbox"/> 公課証明 <input type="checkbox"/> 無資産証明 <input type="checkbox"/> 名寄せ帳の写し 年度
4	身分証明		9	その他証明	
5	住民異動届 <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> 世帯分離 <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> 世帯合併 <input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> その他（ ）		10	その他手続き	

※委任者が自署できない場合は、代筆者が以下も記入してください。

委任者は 入院中のため体を動かすことができないこと により自署困難なため、委任者立ち合いのもと本人の意思を確認の上、代筆しました。

代筆者

住所	野木町大字野木〇〇〇番地		
氏名	栃木 三郎	生年月日	〇〇〇〇年〇〇年△△日
電話番号	0 9 8 7 - (5 6) - 4 3 2 1	※日中連絡がとれるもの 委任状に不備や疑義がある場合には、この連絡先に職員がお電話いたしますのでご承知おきください。	

※委任者が自署困難な場合に限り、第三者が委任状を代筆することができます。（代理人は代筆者になれません）
※1マイナンバーの記載された住民票の写しを申請された場合、委任者あてに郵送となりますので郵送料+簡易書留料の切手をご持参ください。
※委任状に不備や疑義がある場合には、追加の資料及び確認を求める場合があります。
※委任状の偽造または偽造した委任状の行使をしたときは刑法159条・161条により罰せられます。